

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 川島町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	3	83,240	5	1,240	0	82,000
1	71	塩化第二鉄	1	9	60,000	6	60,000	0	0
1	80	キシレン	6	1	377,490	2	1,490	0	376,000
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	6	1	275,200	3	3,200	0	272,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	4	36,170	8	570	0	35,600
1	300	トルエン	4	4	878,000	1	28,000	0	850,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	3	6	264,000	4	0	0	264,000
1	400	ベンゼン	3	6	50,000	7	0	0	50,000
1	438	メチルナフタレン	1	9	6,500	10	0	0	6,500
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	8	19,800	9	19,800	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	9	1,100	11	1,100	0	0
		合計	—	—	2,051,500	—	115,400	0	1,936,100

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。